

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。
計算例) 10点=100円 (3割負担の方は30円の負担、1割負担の方は10円の負担増です)

1・薬剤服用歴管理指導料および情報提供料に関する事項

服薬管理指導料 【①3カ月以内に再来局かつ手帳あり】 (45点) 【①以外】 (59点) 【②特別養護老人ホーム入所者】 (45点)	患者様ごとに作成した薬剤の使用履歴(お薬カルテ)です。処方内容、アレルギー歴、副作用歴、飲み合わせの調査などを記録しています。処方薬品の効果、注意点、名称、用法、用量などを文章や写真を用いて説明しています。
---	---

2・調剤基本料および基準調剤加算に関する事項

調剤基本料 (26点)	健康保険法の定める基準によります。受付1回につき1度算定されます。ただし、同一医療機関の複数科受診の場合、同一処方日分は受付1回と数えますが、医療ビルなどでそれぞれが独立した医療機関の場合、それぞれの医療機関の処方箋ごとに受付回数を数えることとなります。
-------------	---

3・無菌製剤処理加算に関する事項

当薬局では現在のところ行っておりません。

4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

①在宅患者訪問薬剤管理指導料 (1回650点、)	居宅において療養を行っておられる患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(担当医師の了解と指示書が必要です)
この指導料が算定される場合、上述した「1・薬剤服用歴管理指導料および情報提供料に関する点数」は重複して算定いたしません。すべてこの中に含まれます。	

すずの木薬局	管理薬剤師 : 篠原 亜由美
大垣市桜町 895-3	TEL : 0584-93-3520
	FAX : 0584-93-3520

※以下の内容につきましては、**令和6年4月時点**の調剤報酬に基づいて作成しております。